

海上保安大学校における研究者及び職員行動規範

平成21年3月4日校議決定

平成26年12月17日改正

海上保安大学校（以下「本校」という。）は、海上保安庁の職員に対し、幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びに海上保安業務を遂行するに必要な専門的知識又は特殊技能を修得させるための教育訓練を行っており、この実現のために、海上保安に関する様々な研究活動を行っている。

また、この研究活動については、省庁又は省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究開発資金（以下「競争的資金」という。）の支援により行なわれる場合があるが、競争的資金の不正受給や不正使用等の不正行為は、国民の理解と信頼を著しく損なうものである。

そこで、研究活動の信頼性及び公平性を確保すると共に、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、本校において研究活動に携わる研究者及び職員を対象として、以下のとおり研究者及び職員の行動規範を定めることとし、研究者及び職員は、自ら高い倫理性を持ち、以下の行動規範を遵守し、研究活動に携わるものとする。

1 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして海洋環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2 研究者の行動

研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をする。

3 自己の研鑽

研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4 研究活動

研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、加担しない。

5 法令の遵守

研究者及び職員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

6 人権の尊重及び個人情報の保護

研究者は、本校における研究活動において人権を尊重すると共に、研究過程において入手した個人情報の保護に努めなければならない。

7 研究成果の公表等

研究者は、上記6に反しない範囲で、研究成果を積極的に公開すると共に、研究活動の透明性を確保するため、当該研究の意義や役割について説明する義務を負うものとする。

8 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。